

スポーツ仲裁条項の件

財団法人 日本テニス協会
総務委員長 秋田 修廣

日本スポーツ仲裁機構より、『競技者側が「スポーツ仲裁規則」に従って仲裁の申し立てを行った場合には、仲裁を受けるスポーツ団体の合意が必要であり、仲裁機構としては仲裁合意が自動的に成立するよう、仲裁条項を当該団体の然るべき規則等に追加、または、仲裁条項を理事会等における機関決定による措置を願いたいとの依頼が届いていました。

そこで、本会としては以下のとおり理事会の決定事項として取り扱いたい旨を提案いたします。

『財団法人 日本テニス協会が承認ならびに開催するテニス競技大会等
テニス振興諸事業及びその運営に関して行った決定事項に対する不服
申し立てについては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従
って行う仲裁により、解決されるものとする。』

以上

